

## 2 ハローワーク特区について

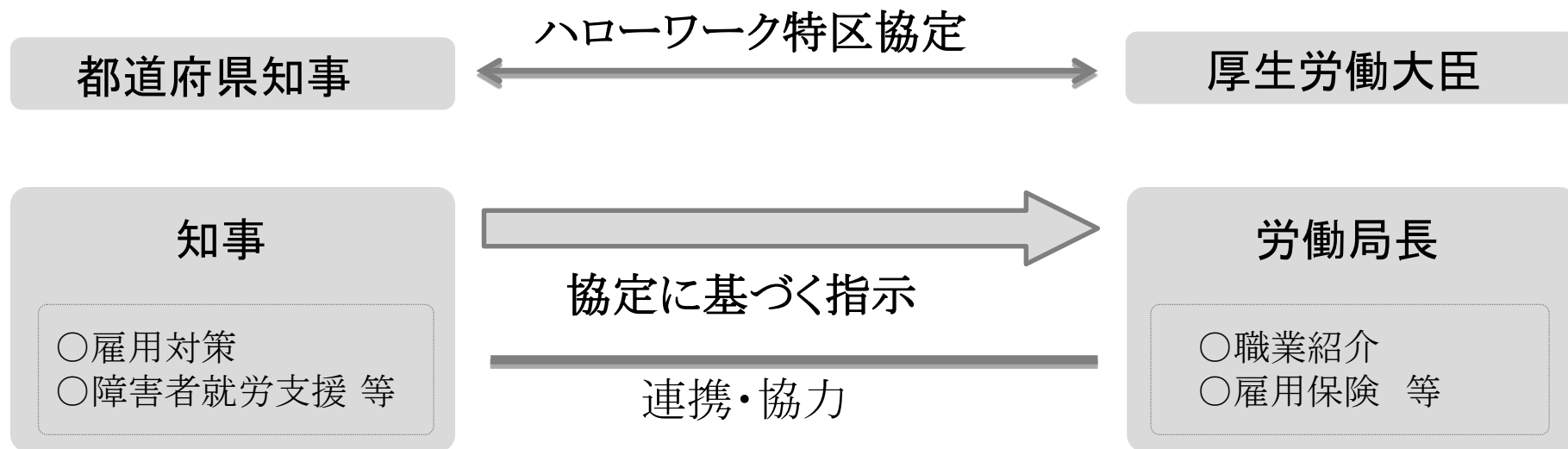
---

# 「ハローワーク特区」について

- ハローワーク特区では、大臣と知事が協定を結び、以下の仕組みを導入し、地方自治体とハローワークが一体となった住民サービスを実施。(埼玉県、佐賀県の全国2箇所で開催)
  - ① 国と地方自治体が協議して事業内容を決定し、年度計画の策定等により実施
  - ② 地方自治体と国により設置された連絡調整会議で実施状況を相互に確認し、事業改善や連携強化。
- 協定に定めた業務の範囲内で、知事が労働局長に指示できる。  
(雇用対策法施行規則に規定)

123

## ハローワーク特区について

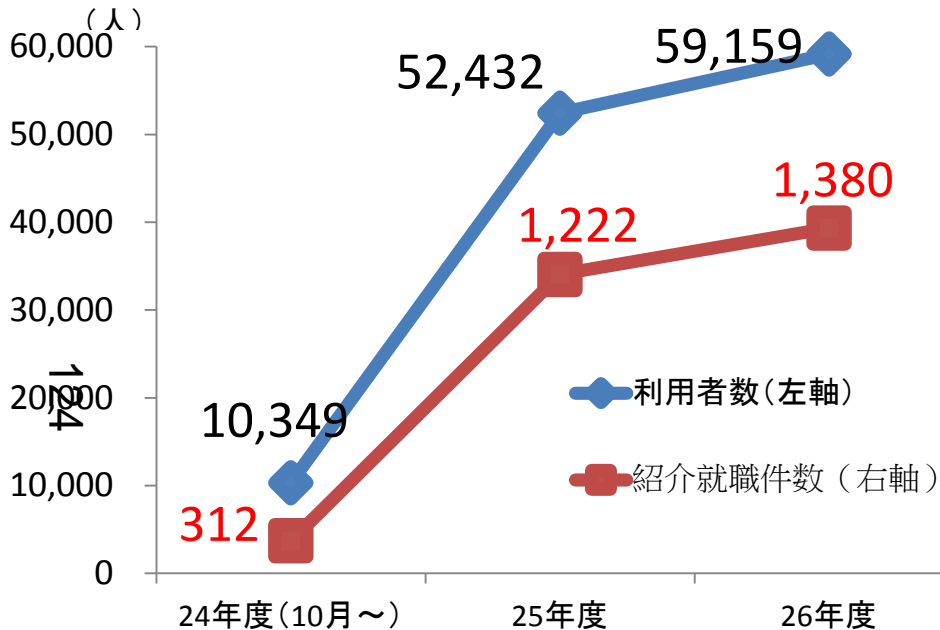


※ 平成24年10月より開始

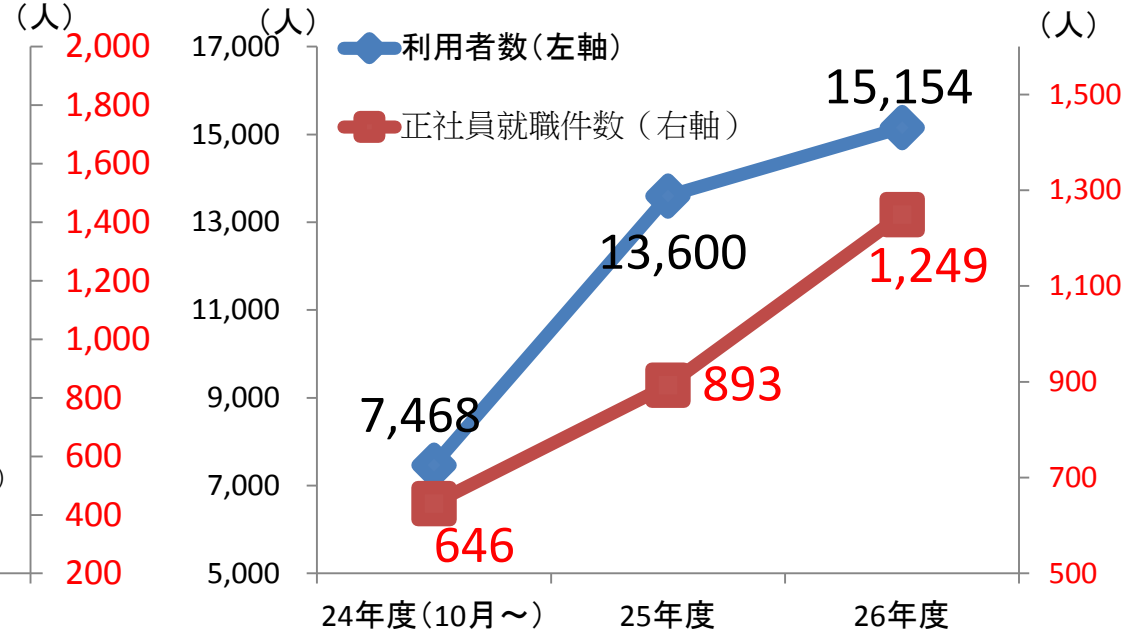
# 特区の主要な実績の推移

○ 平成24年10月の特区開始以降、利用者数、就職件数は順調に増加している。

## 【埼玉】



## 【佐賀】



## 【その他の指標の推移】

埼玉 [新規求職申込者数] 1,624人(24年度)→5,584人(25年度)→5,906人(26年度)

[就職率] 19.2%(24年度)→21.9%(25年度)→23.4%(26年度)

[利用者満足度] 95.9%(24年度)→98.8%(25年度)→98.0%(26年度)

佐賀 [若者に対するチーム支援] 支援人数60人・就職24人(24年度)→支援人数151人・就職98人(25年度)  
→支援人数153人・就職109人(26年度)

[障害者のチーム支援による一般就労移行者数] 8人(24年度)→26人(25年度)→24人(26年度)

[生活保護受給者の就労者数] 6人(24年度)→17人(25年度)→13人(26年度)

# 事業拡大の状況(ハローワーク特区:埼玉)

平成24年10月

平成25年度～

一般求職者

若年者

125

女性

障害者

## ハローワークコーナー(国)

各コーナーと連携し、求職者に対する職業相談及び職業紹介を行う。

※ 求職者の状況に応じて、担当者制による個別継続的な支援を実施。

## ハローワークコーナー(国)

### 新卒コーナー(国) **NEW!**

若者コーナーと連携し、大学等の学生(卒業後3年以内既卒者を含む。)の方に対し、就職相談、職業紹介、各種求職活動支援などを通して、在学中から卒業後までの一貫した継続的な個別支援を実施。

### 若者コーナー(県) **NEW!**

40歳未満及び正社員経験の少ない44歳以下の求職者に対し、キャリアカウンセリングや各種セミナー等の就職支援事業を実施し、ハローワークコーナー・新卒コーナーの職業紹介に円滑につなげることにより早期就職や正規雇用化を支援。

## マザーズコーナー(国)

求職者の中でも特に子育てをしながら求職活動を行う者等に対して、その状況にも配慮しつつ職業相談及び職業紹介を行う。

※ キッズスペース・授乳室の設置、託児サービス、保育施設等の関連情報の提供も実施。

## マザーズコーナー(国)

### 女性コーナー(県) **NEW!**

働くことを希望しながら子育てとの両立や職業上のブランク等に不安を感じている女性に対し、キャリアカウンセリングや各種セミナー等の就職支援事業を実施し、ハローワークコーナーやマザーズコーナーの職業紹介に円滑につなげることにより早期の就職を支援する。

障害者就職支援に関する県と労働局の情報共有や、障害者雇用の拡大のための県内事業所への一体的な働きかけを推進。 **NEW!**

※その他、「中高年コーナー」、「生活・住宅総合相談コーナー」、「福祉人材就職コーナー」を開設当初から設置。

※窓口の拡充のほか、求人情報ライブラリの開設、現場実習付き研修・企業見学ツアーの開催、3ヶ月就職決定プログラムの実施など、メニューの拡大も実施。

# 事業拡大の状況(ハローワーク特区:佐賀)

平成24年10月

平成25年度

平成26年度

平成27年度

若年者

126

障害者

生活保護受給者等

## ジョブカフェSAGAとヤングハローワークSAGAの一体的運営

- ◆受付から紹介まで切れ目のない支援
- ◆チーム支援(ジョブカフェ・サポステ)
- ◆土曜日開庁
- ◆レイアウト変更等

## チーム支援や事業所訪問の実施

- ◆ハローワークと就労移行支援事業所等による**チーム支援**に県が参加
- ◆ハローワークに求職者情報や、事業所訪問情報を共有し、効果的・効率的な**事業所訪問**を実施

## 多久市、小城市、神崎市と連携した就労支援

- ◆ハローワークの就労支援ナビゲーターが定期的に3市の**福祉事務所**を巡回し、職業相談・職業紹介を実施。県とも情報交換・連絡調整

## 事業の拡大!

- ◆施設全体の**コンシェルジュ**を配置
- ◆就職支援**セミナー**、**職場定着支援**の強化
- ◆ハローワークで、カウンセリングから職業紹介まで同一の相談員が一貫して行う**担当者制**の強化

佐賀県知事から労働局長に対する指示を受けて実施

## 対象者の拡大!

- ◆申請段階の者も対象に

## 事業の拡大!

- ◆施設の**開庁時間**の延長
- ◆就職支援**セミナー**の強化
- ◆職業訓練相談窓口の新設

## 事業の拡大!

- ◆**職場実習**の活用による一般就労への移行の促進

## 支援メニューの拡大!

- ◆**定着支援**も実施

## 事業の拡大!

- ◆企業の**人材確保・育成支援**の実施
- ◆**現場実習型セミナー**、**正社員就職サポートセミナー**の実施

## 対象者の拡大!

- ◆支援対象者に**A型事業所利用者**を加える
- ◆**支援メニュー**の拡大!  
◆法定雇用率未達成事業所への**同行訪問**

## 対象者の拡大!

- ◆支援対象者に新たに**生活困窮者**を加える

# 「ハローワーク特区」の実施状況・成果（平成26年度）まとめ

- 平成24年10月より、埼玉県及び佐賀県において、「ハローワーク特区」※を開始。

※ハローワーク特区は、厚生労働大臣と知事が協定を結び、協定に定めた業務の範囲内で、知事が労働局長に指示できる仕組み

## 埼玉県(ハローワーク浦和)の実施状況

- 県と労働局・ハローワークが一体となり、就職相談から職業紹介までワンストップで支援を実施(「ハローワーク浦和・就業支援サテライト」を設置)。平成26年度からは、求人情報ライブラリーの開設、現場実習付き研修・企業見学ツアーの開催、3ヶ月就職決定プログラムの実施に取り組んだ。

- ① ハローワークコーナー(国)
- ② 新卒コーナー(国)
- ③ 若者コーナー(県が民間委託)
- ④ マザーズコーナー(国)
- ⑤ 女性コーナー(県が民間委託)
- ⑥ 中高年コーナー(県が民間委託)

※業務内容を見直し(職業紹介を行わないことしキャリアカウンセリングに特化)

- ⑦ 生活・住宅相談コーナー(県が社会福祉士会に委託・さいたま市)
- ⑧ 福祉人材就職コーナー(県が社会福祉協議会に委託)

事業目標はすべて達成。

項目	実績	目標	(参考)25年度実績
利用者数	59,159人	44,000人	52,432人
新規求職申込者数	5,906人	5,500人	5,584人
紹介就職件数	1,380人	1,225人	1,222人
就職率	23.4%	22.0%	21.9%
利用者満足度	98.0%	90.0%	98.8%

## 佐賀県(ハローワーク佐賀)の実施状況

- 県と労働局・ハローワークの連携により次の取組を実施。

- ① 若年者就労支援

ジョブカフェSAGA(県)とヤングハローワークSAGA(国)の一体的運営等を実施(愛称を「ユメタネ」)。平成26年度からは、(i)施設の開庁延長、(ii)就職支援セミナーの強化、(iii)職業訓練相談窓口の新設、などの機能を強化。

- ② 障害者就労支援

障害者に対するチーム支援や県・ハローワーク佐賀の一体的な事業所訪問等を実施。平成26年度からは職場実習の活用による一般就労への促進を図った。

- ③ 福祉から就労支援

ハローワーク佐賀管内の市と連携し、福祉から就労への支援を実施(ハローワークによる多久市、小城市、神埼市の福祉事務所への巡回相談)。平成26年度からは定着支援を実施。

- ①の事業目標は達成したが、②、③は一部未達成。

項目	実績	目標	(参考)25年度実績
ユメタネ利用者数	15,154人	14,800人	13,600人
うち正社員就職者数	1,249人	1,050人	893人
若者に対するチーム支援	支援人数153人 うち就職109人	支援人数150人 うち就職90人	支援人数151人 うち就職98人
障害者のチーム支援による一般就労移行者数	24人	25人	26人
生活保護受給者の就労者数	多久市5人 小城市1人 神埼市7人	多久市6人 小城市5人 神埼市5人	多久市8人 小城市5人 神埼市4人

- 平成26年度においては、埼玉県は事業目標をすべて達成した(概ね25年度の実績も上回った)。佐賀県は、若年者支援においてすべて目標を達成する(25年度の実績も上回った)一方、障害者支援及び生活保護受給者への支援については、一部目標を下回った。

- いずれの取組でも、①利用者のためのサービスが強化された、②国と県で協議を重ねたことにより両者の連携が強化された、などの効果があった。

### 3 ハローワークの求人情報の オンライン提供等について

# ハローワークの求人情報のオンライン提供について

労働市場全体としての求人・求職のマッチング機能を強化するため、ハローワークが保有する求人情報をオンラインで提供（平成26年9月1日より開始）

平成27年7月31日時点で834団体が利用

（自治体219団体（43都道府県176市区町村）、職業紹介事業者330団体（有料307団体、無料23団体）、学校等285団体）

【平成26年度（9月1日～3月31日）実績】

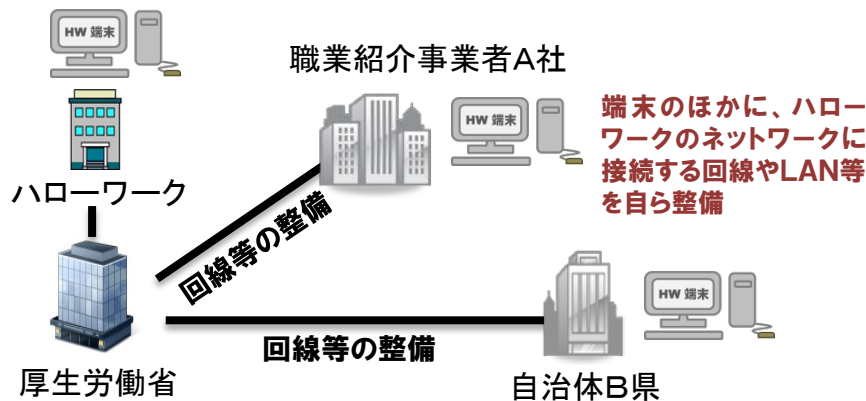
採用決定数1,549件（自治体；760件、民間職業紹介事業者257件（有料255件、無料2件）、学校等；532件）

## 実施方法（イメージ）

- 具体的な実施方法として、2つの方式（①求人端末提供方式、②データ提供方式）を準備。
- 民間人材ビジネス等は、希望に応じて、実施方式を選択できる（併用も可）ようにし、その利便性を高めている。

### ① 求人情報提供端末方式

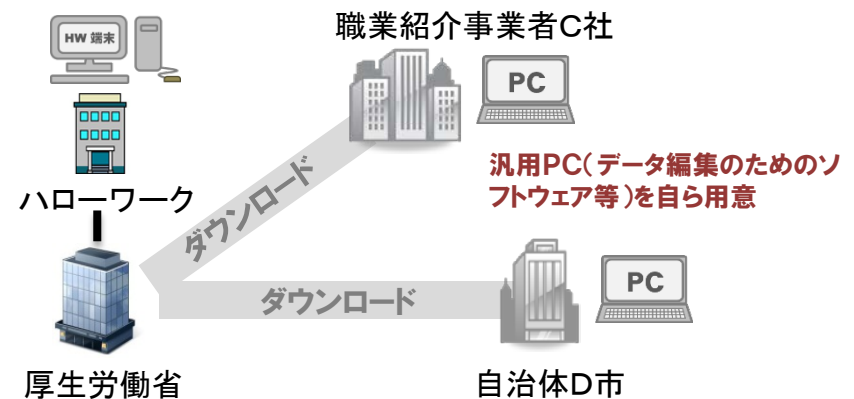
- ハローワークの求人情報提供端末と同等の端末を自ら設置していただく。



⇒ ハローワークの端末と同等の操作性

### ② データ提供方式

- 求人情報データをインターネット回線でダウンロード。汎用PCで当該データを使用。



⇒ 独自のデータ編集等が可能



# 求人情報オンライン提供に関する自治体に対するアンケート結果概要

## 1 利用状況（利用頻度）

- 99%の自治体がデータ提供方式を採用
- そのうち9割を超える自治体がデータを加工せず利用
- データ提供方式のうち、「毎日ダウンロードしている自治体」が半数以上ある一方、「月1, 2回のダウンロード」が14%、「ほとんど又は全くダウンロードしない自治体」が12%と約4分の1の自治体で利用が少なくなっている。
- 毎日ダウンロードしない自治体の理由としては、「職業紹介、職業相談の機会が少ない(ない)ため」「掲載求人の内容に1日単位では大幅な変化がないため」といったことが主にあげられている。

## 2 地方自治体の利用者への求人情報の提供方法について

- ☞ダウンロードしたデータを直接閲覧させず、相談時に職員手持ちとして利用(47%)、「求人情報を印刷したものを掲示・配布(44%)」が主な提供方法としてあげられている。

## 3 オンライン提供を受けることとした理由

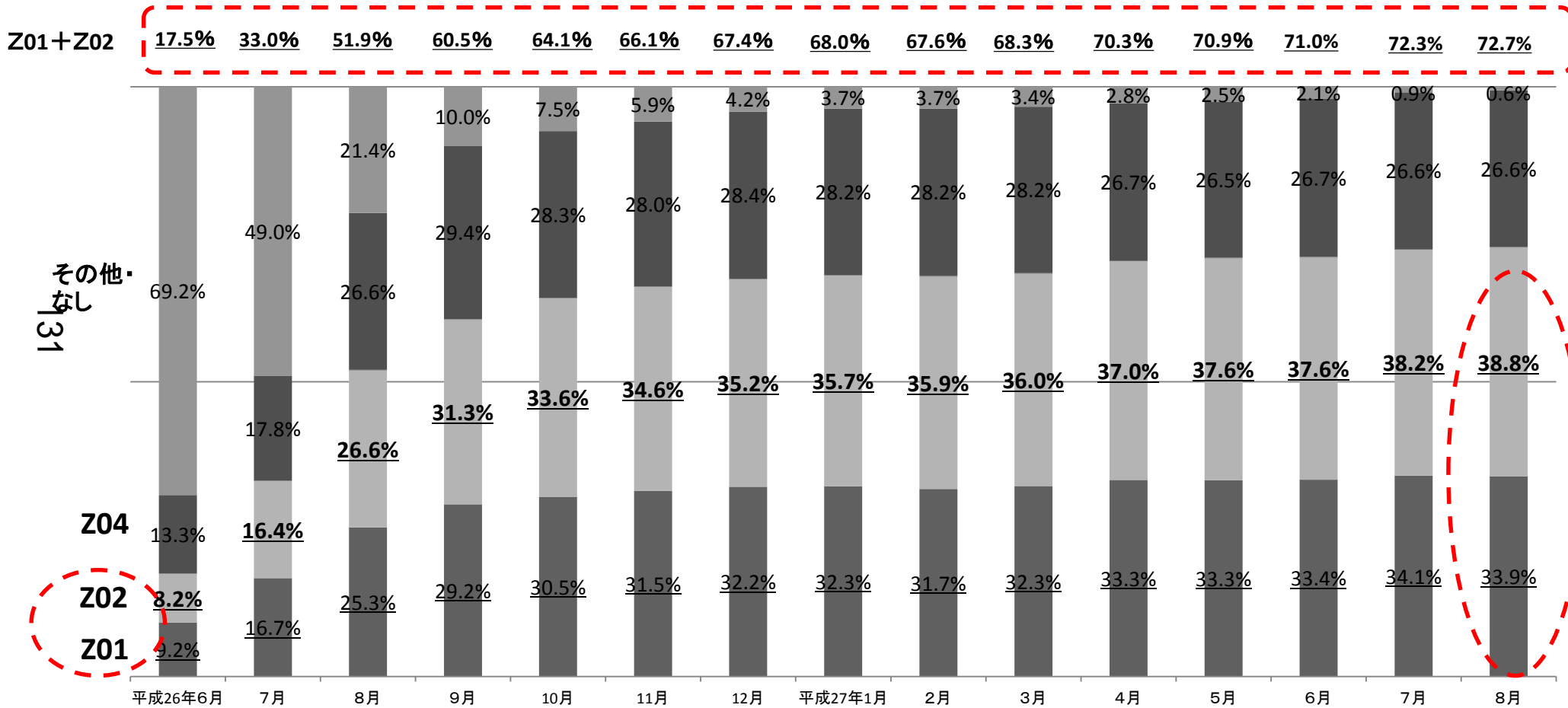
- 「自治体では十分な求人を確保できないため(46%)」が最も多く、次いで、「ハローワークインターネットサービスより詳細な情報が得られるため(41%)」、「リアルタイムでハローワークの求人情報を得たかったため(38%)」などとなっている。

## 4 評価、評価理由

- 6割以上の自治体が有意義と評価
- 評価理由としては「評価をするには期間が短い(26%)」、「オンライン提供により職業紹介の実績が上がった、またはできるようになった(26%)」、「労働局・ハローワークとの連携が以前より増えた(20%)」などがある。

# オンライン提供の公開区分割合(月別)

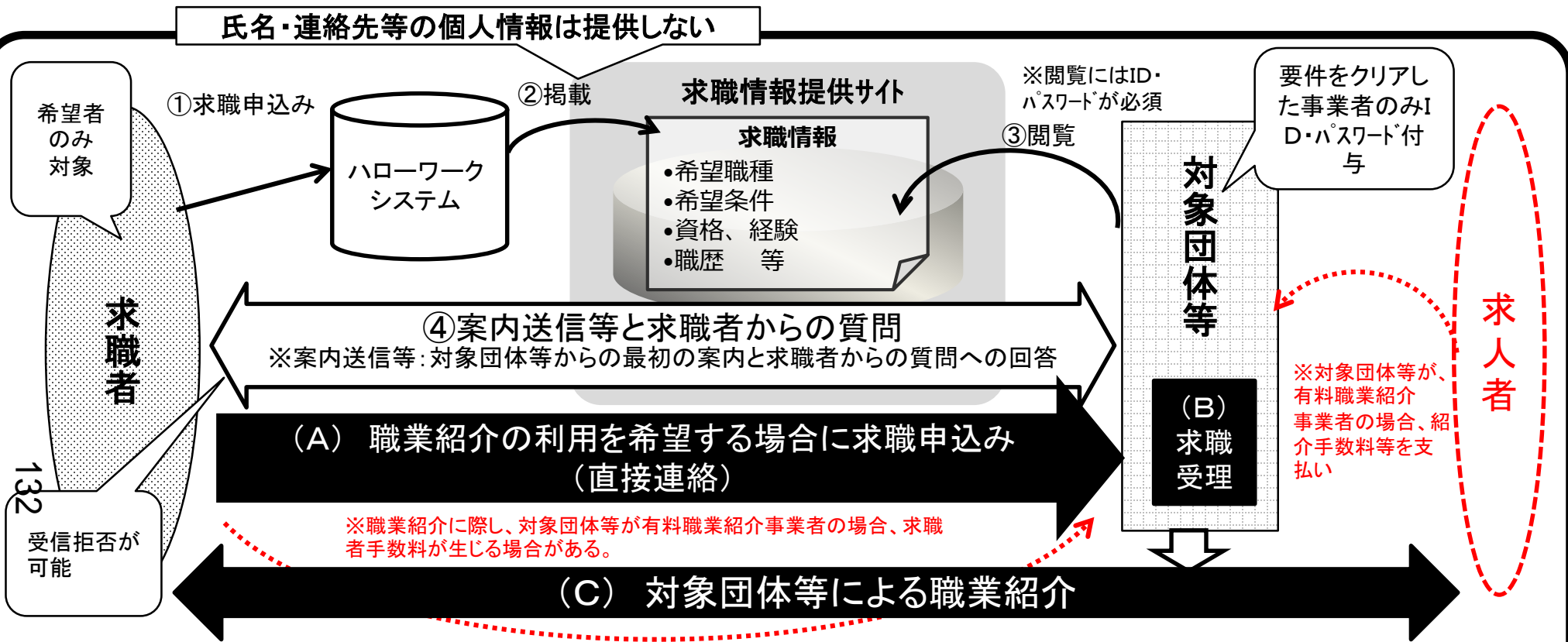
- 自治体向けに提供する求人情報の全体の求人に占める割合が、72.7%(27年8月実績)となっており、26年6月の17.5%から向上しつつある。
- 今後も一層、公開区分の確認徹底を図るとともに、少なくとも自治体には提供するよう働きかけることが必要。



※Z03は0.1%~0.2%で推移  
 ※四捨五入の関係上、Z01とZ02の足し上げが、地方自治体の提供割合と異なる場合がある。  
 ※各月の新規求人(一般)について公開区分の入力状況を安定所別で集計したもの

(公開区分)  
 Z01: 地方自治体及び民間の有料・無料の職業紹介事業者の両方に情報提供  
 Z02: 地方自治体のみ情報提供  
 Z03: 民間の有料・無料の職業紹介事業者のみ情報提供  
 Z04: 地方自治体及び民間の有料・無料の職業紹介事業者のどちらにも提供しない

# ハローワーク求職情報の提供の仕組み



- ① 求職者がハローワークに求職申込み(ハローワークシステムに求職情報が登録される)。
- ② 希望する求職者について、ハローワークシステムに登録された求職情報(氏名、連絡先等の個人情報等は除く。)を求職情報提供サイトに掲載。
- ③ 掲載されている求職情報を、一定の要件をクリアし、IDとパスワードを発行された対象団体等が閲覧。
- ④ 閲覧した対象団体等が、特定の求職者に連絡を取りたい場合は、当該サイトを経由して案内等を送信。メールを受信した求職者は、当該サイト経由で氏名等を明かさないうまま、サービスの利用希望や質問等について対象団体等とやりとり。

## < (A) 以降は、求職情報提供サイト外で実施 >

(A) 対象団体等の職業紹介の利用を希望する求職者は、対象団体等の案内を受け、対象団体等へ直接求職申込みを行う。

※ 求職申込み・受理以降のやりとりは、求職者と対象団体等の当事者同士が直接行う。

(B) 求職受理以降、(C) 対象団体等による職業紹介の際の手数料等のやりとりを点線で参考記載。